

## 全厚生分限免職事件

2007年7月に日本年金機構法が成立し、2010年1月4日に、社会保険庁が解体され、日本年金機構が発足した。発足直前の2009年12月31日に、社会保険庁は全国で懲戒処分歴のある職員525人を分限免職した。日弁連は、この懲戒処分歴のある職員を分限免職するのは、二重処分で違法だとしていたが処分が強行された。これをめぐり、全国で裁判が行われ、京都では、2010年7月に15人が提訴した。（行政事件訴訟法の関係で大阪地裁で審理）その後、人事院で並行して処分問題について審理が行われ、2013年3月から10月にかけて処分取消、解雇取消の判定が出され。京都では3人が職場復帰をした。また、2013年11月には、全厚生闘争団が団結権侵害で（ILO条約第87号、第98号）でILOに訴え、2015年11月にILO結社の自由委員会が日本政府に、労働組合との協議と情報提供を促す勧告を出した。裁判は、「分限免職の妥当性」、「分限免職回避努力義務・裁量権の逸脱・濫用」などが争点として争われた。2015年3月25日、大阪地裁判決が出され、請求人の請求を棄却し、大阪高裁で争われている。